

練馬区生活幹線道路の整備に関する要綱

昭和63年5月10日 練都計発第12号 制定

平成18年4月1日 17練土計第634号 全部改正

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号。以下「条例」という。）および練馬区まちづくり条例施行規則（平成18年3月練馬区規則第26号。以下「規則」という。）における生活幹線道路について必要な事項を定めるとともに、生活幹線道路の体系的な整備を促進し、区民生活の安全性および利便性の向上ならびに良好な市街地の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例および規則において使用する用語の例によるほか、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活幹線道路 都市計画道路を補完し、地区の交通の主要な動線となる道路で、区長が選定し都市計画マスタープランで位置付けられたものをいい、路線の位置および幅員については、別添図のとおりとする。
- (2) 整備促進路線 生活幹線道路のうち、早期に整備を行う必要性が特に高い路線として区長が指定したものをいう。
- (3) 今後整備を要する路線 生活幹線道路のうち、整備促進路線、事業に着手している路線および整備済みの路線を除くものをいう。
- (4) 計画幅員 区長が整備促進路線を指定する際に定める幅員をいう。
- (5) 計画予定幅員 今後整備を要する路線における幅員をいう。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第7条の2第1項第1号に規定する都市再開発の方針において指定する再開発促進地区または法第12条の4第1項各号に掲げる地区計画等において、幅員が定められている区間については、それによるものとする。

(事業化)

第3条 区長は、生活幹線道路のうち、整備促進路線として指定したものの中から

ら沿道の状況等を勘案して事業に着手する。

(変更)

第4条 区長は、この要綱およびこの要綱に基づいて定めた事項を変更する必要が明らかになった場合、遅滞なくこれらを変更しなければならない。

(整備に関する協力)

第5条 区長は、整備促進路線に接する土地において建築物を建築しようとする者に対し、当該建築物を整備促進路線の区域外で建築する旨の協力を求めることができる。ただし、当該整備促進路線の区域外で建築することが土地利用の権利を著しく制限する場合または地形等によりやむを得ないと認められる場合には、当該建築物が、つぎに掲げる要件を満たし、かつ、容易に移転し、または除却することができるものとするよう、協力を求めることができる。

- (1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業、都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業その他の市街地開発事業等の支障にならないこと。
- (2) 階数が3以下であって、高さが10メートル以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- (3) 主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- (4) 建築物が整備促進路線の内外にわたる場合は、将来において、生活幹線道路の区域内の部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

2 区長は、今後整備を要する路線に接する土地において建築物を建築しようとする者に対し、計画予定幅員に配慮した建築を求めることができる。

3 区長は、生活幹線道路に接する土地において都市計画事業またはこれに準ずる事業を行おうとする者および法第4条第12項に規定する開発行為その他の事業を行おうとする東京都その他公的機関等に対し、前2項に定めるもののほか、区長が必要と認める措置を求めることができる。

(用地の買取りの請求)

第6条 区長は、条例第120条第2項に規定するもののほか、整備促進路線につ

いて土地所有者から生活幹線道路用地として買取りを請求したい旨の申出があった場合、必要性等を勘案し、先行的に用地を取得することができる。

2 前項の場合において、区長は、当該土地所有者に対し、予算の範囲内において、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める補償を行うことができる。この場合において、第2号の場合に該当するときは、既存の助成制度等との整合を図りつつ、補償を行う区域を判断する。

(1) 条例の適用を受ける開発事業の場合 開発区域内に配置される道路および開発区域に接する道路の範囲を超える部分の用地費

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 区長が適当と認める部分の用地費

3 第1項の申出は、生活幹線道路買取請求申出書（第1号様式）により行うものとする。

4 区長は、第1項の申出があった場合において、買取りの意思の有無または当該用地の買取予定時期について決定したときは、生活幹線道路買取可否決定通知書（第2号様式）により当該土地所有者に通知するものとする。

5 第1項の規定による申出については、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（用地の先行取得）

第7条 区長は、条例の適用を受ける開発事業が、整備促進路線もしくは今後整備を要する路線に接し、かつ、事業に着手している路線に近接する場合または一定区間の整備による効果が見込める場合において、先行的に用地を取得することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により用地を取得する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「次条第1項」と、「当該土地所有者」とあるのは「当該用地の所有者」と読み替えるものとする。

（委任）

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（令和 3 年 1 月 15 日 2 練土計第1016号）

この要綱は、令和 3 年 1 月 15 日から施行する。

付 則（令和 3 年 3 月 24 日 2 練土計第1452号）

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 24 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区生活幹線道路の整備に関する要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和 6 年 3 月 7 日 5 練土計第1514号）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区生活幹線道路の整備に関する要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

申出人
住所
氏名
電話

生活幹線道路買取請求申出書

下記の土地について、生活幹線道路用地として買取りを請求したいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 土地の所在 練馬区
- 2 土地の面積 m²（概略）
- 3 土地の現況
- 4 引渡しができる時期
- 5 添付書類 案内図、公図の写し、配置図（道路計画部分着色）

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

練馬区長

印

生活幹線道路買取可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった土地について、生活幹線道路用地として（買取り・買取りできないこと）を決定しましたので、通知します。

理由等